

1 イタリア政府発行の紙の身分証明書(Carta d' Identità)について

イタリア内務省によると、イタリア政府発行の身分証明書のうち、紙の2つ折りのものは、2026年8月3日付で廃止となり、同身分証明書は有効期限内か否かに関わらず、同日をもって無効となる旨発表されております。

未だに紙の身分証明書を所持している方は、居住地の市役所に直接お問い合わせ頂き、速やかに電子身分証明書(Carta d' Identità Elettronica)への変更手続きを行うことをお勧めします。



(イタリア内務省の HP)

<https://www.conferenzastatocitta.gov.it/home/notizie-e-comunicati/2026/carta-d-identita-cartacea-stop-all-utilizzo-dal-3-agosto-2026/>

2 イタリア政府発行の滞在許可証(Permesso di Soggiorno)について

イタリア/EU 国籍者の家族としての紙の滞在許可証は、既に2023年8月3日で廃止されております。また、カード式滞在許可証をお持ちでも無期限と記載されたものは発行日から10年が経過した段階で更新を行う必要があります。上記に該当する滞在許可証を所持している方は、居住地の警察署に直接お問い合わせ頂き、速やかに手続きを行って頂く必要があります。

- ① 郵便局から申請する場合は、あらかじめ郵便局へ EXTRA UE の滞在許可証の申請 KIT を受け取り、必要書類を揃えて手続きを行う。
- ② オンラインで申請する場合は、州警察のURLから手続きを行う。

(州警察URL) <https://prenotafacile.poliziadistato.it/it/login>



(ミラノ警察署の HP)

<https://questure.poliziadistato.it/it/Milano/articolo/119060dc46cc21c95971814849>